

審査メモで示された論点に対する回答

1 国民生活基礎調査の変更

(1) 調査事項・集計事項の変更

a 「日常生活における機能制限」

(a) 今回の追加に関する検討経緯について説明してください。

(回答)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第III期基本計画）や「障害者の安定雇用・安心就労の促進を目指す議員連盟」（略称：インクルーシブ雇用議連）の提言を踏まえ、「障害者と障害のない者との比較」を可能とする統計データの整備等のため、令和元年に内閣府の調査研究事業として、学識経験者、関係府省（内閣府、厚生労働省及び総務省）、事務局長から成る検討チームが組成された。

当該検討チームにおいては、

- ① ワシントングループの設問
- ② 欧州統計局の設問
- ③ WHODAS 2. 0

の3種類の選択肢の下、我が国の統計調査に導入可能な障害者を捉える設問を検討するための試行的な調査（以下「プレ調査」という。）が実施された。

その結果概要は、以下のとおりであり、まずはワシントングループの設問の活用可能性を検討することの方向性が示された。

「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業報告書（概要）」

（令和2年3月・抜粋）

- ① ワシントングループの設問と欧州統計局の設問を総合的にみると、代替性、補完性、回答のしやすさについてはインターネット調査等の実査の結果からみると大差がないため、どちらの設問を用いるかを判断する上では、有意性につながる両設問の役割や特性、設問を活用する場合の具体的な文脈や用途を踏まえた上で導入を検討することが求められる。
- ② 2022年度までの実施を目処に、例えば、国民生活基礎調査や社会生活基本調査といった、一般人口を対象として実施される大規模調査であって障害者の十分な回答数が確保できる既存の基幹統計調査等について、統計調査の目的や実施上の制約（紙幅等）はどのようなものなのか、他の設問との関係性はどうか等を考慮しつつ、上記で述べた各設問の特性等を基に、障害者を捉える設問を導入すること及びその場合の具体的な設問のあり方を検討することが望まれる。
- ③ 國際的な動向との整合性や障害者種別・程度に応じた把握・分析が一定程度可能であることに鑑みると、ワシントングループの設問の活用可能性をまずは検討することが望ましい。

プレ調査報告書の方向性を踏まえつつ検討を行った結果、令和4年国民生活基礎調査に障害者を捉える設問を導入するとともに、新たに追加を検討する設問としては、下記①及び②の理由により、ワシントングループの設問を選択することとした。

- ① 日常生活における機能制限の程度を尋ねるワシントングループの設問は、各国におけ

る国勢調査または日常生活を識別できるような全国調査等で採用されているところで
あり、国民生活の基礎的事項を調査する目的である国民生活基礎調査において、同じ
設問を採用することが適當

- ② ①のとおり 80 以上の国々の国勢調査または日常生活を識別できるような全国調査に
採用されている事例が多く、国際比較が可能

なお、ワシントングループの設問を選択することは、インクルーシブ雇用議連の提言の
方向性を踏まえたものになっている。

(b) 健康票においては、これまで日常的な健康状態を尋ねている質問（質問5及び
質問7）がありますが、今回追加する質問8との間の目的の相違や役割分担を整理し
てください。

(回答)

質問5は、病気やけがを問わず、健康上の問題を理由とする日常生活における「影響の
有無」を尋ねるとともに、その影響がどのような内容なのか内訳を回答いただく調査事項
である。一方、質問7は、包括的な「健康意識」を回答いただく調査事項である。このよ
うに、質問5と質問7は把握内容が異なる。

今回新設したい質問8は、質問5と同様、「影響の有無」を尋ねるという観点では同種の
ものであるが、質問5が「日常生活の場面」という切り口で尋ねているのに対して、質問
8は、「個々の生活機能」に着目し、それぞれの影響を回答いただく調査事項である。

のことから、「日常生活における機能制限」が新設されることで、今後の障害者施策で
の利活用等が可能になることや国際比較可能性の向上に資するものと考えている。

(c) 今回の追加事項の質問において、いつの健康状態を回答していただくのか明示的
に示されていません。調査時点のみに着目して回答するのか、過去の一定時期から現
在に続く平均的状況を回答するのか、どちらでしょうか。

(回答)

「日常生活における機能制限」の新設においては、プレ調査報告書の方向性を踏まえた
検討を行った結果、プレ調査で活用されたワシントングループの設問そのままを調査事項
とする予定としている。一方、健康票における他の調査事項では、「現在」や「過去●か月」
等といった時期を明示的に示す調査事項としているため、ワシントングループの設問につ
いても、時期を示すことの検討を行ったが、ワシントングループの設問は、そもそも時期
についての指定がなく設計された設問であるため、国際比較可能性の観点から、これに倣
い時期を明示していない。

しかし、調査の過程において、時期を問われる場面は想定されるところであり、現状に
おいては、「日常生活」における個々の生活機能に着目した調査事項であることから、「普
段」の状況について回答いただくことを記入の手引き等において説明することを想定して
いる。

- (d) 「日常生活における機能制限」の追加に伴い、
- ・「世帯人員（6歳以上）」、日常生活における機能制限・性・年齢（5歳階級）別」
 - ・「世帯人員（15歳以上）」、日常生活における機能制限・仕事の有一勤めか自営かの別一勤め先での呼称一無・性・年齢階級別」
- の集計の追加が予定されていますが、これらで十分でしょうか。これ以外に集計は想定されないでしょうか。

(回答)

今回新設したい「日常生活における機能制限」については、「性」別、「年齢（5歳階級）」別といった基本的な属性情報別の集計に加え、「仕事の有一勤めか自営かの別一勤め先での呼称一無」別とも組み合わせた集計を行うこととしている。このような集計により、「日常生活における機能制限」の苦労の程度による雇用と就労の違いを観察するという政策部局からの要望や意見を踏まえた上で集計を行うものであり、十分かつ適切なものとなっていると考える。

b 「同居せずに手助けや見守りをしている者の年齢階級」の追加（世帯票）

今回の追加の理由及び統計利用上の効果について説明してください。

c 主な介護者以外の介護者の状況の削除（介護票）

乳幼児（小学校入学前）の保育状況の削除（世帯票）

健康食品の摂取の有無調査事項の削除（健康票）

「主な介護者以外の介護者の状況」（介護票）、「乳幼児の保育状況」（世帯票）及び「健康食品の摂取の有無」（健康票）について、これまでどのような目的・利活用を想定して把握していたのですか。これらの調査事項を設けた当初の目的を達したということでしょうか。統計利用上の支障はないでしょうか。

(回答)

要介護者等と主な介護者の年齢階級別の分析については、いわゆる老老介護として、公表時に毎回記事等で話題となるが、調査の設計上、現在は、同居している者のみに限定した内容となっている。一方、要介護者等と主な介護者が同居している割合は低下傾向であり、同居をしていない主な介護者の状況を把握したいという政策的なニーズがあることから、「同居せずに手助けや見守りをしている者の年齢階級」を把握することが可能となるように、世帯票に調査事項を追加するものである。

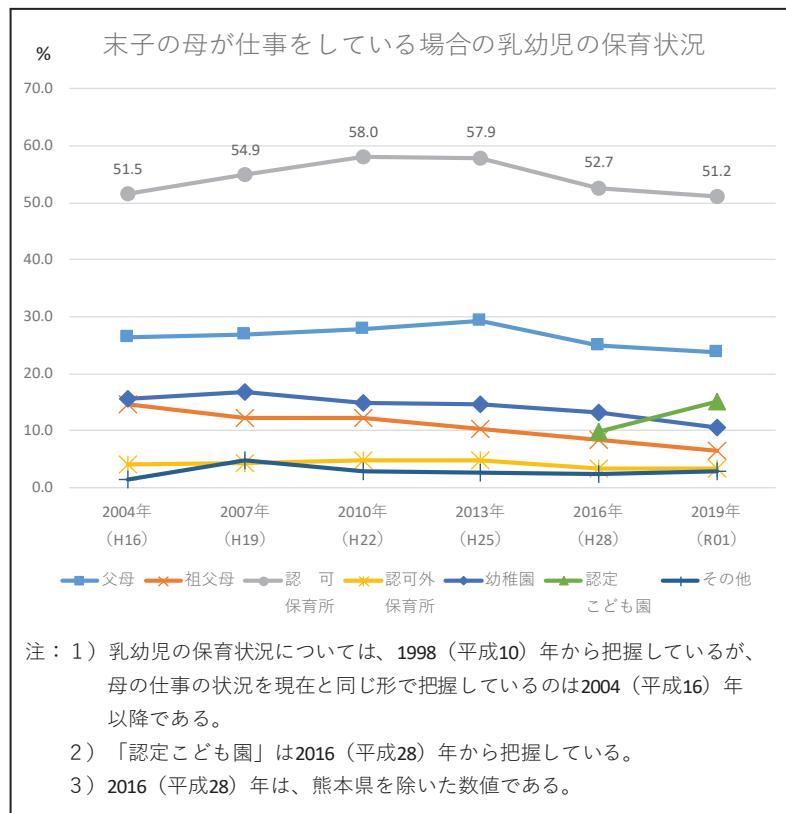
これによって、続柄や性別については、すでに同別居を問わず把握しており、別居を含む主な介護者の年齢階級が把握できることにより、家族介護の実態をより正確に把握できるものと考える。

なお、この調査事項の追加により、記入者負担が増加することから、介護票でこれまで把握していた「主な介護者以外の介護者の状況」を、記入者負担軽減の観点により削除したいと考える。（別紙1 参照）

「乳幼児の保育状況」については、「世帯における保育の実態を把握し、保育行政の基礎資料とすること」を目的に、平成10年の大規模調査以降、3年ごとに把握してきたが、b の調査事項の追加伴い、世帯票のおもて面が埋まってしまうことから、政策担当部局との調整の上、今回削除を提案させていただくものである。

令和元年調査の世帯票（世帯員用）については、別紙2を参照。

これまでの結果（一例）は以下のとおりであり、日中の保育状況は、母が仕事をしている場合は認可保育所が最も多いという一定の傾向が把握でき、「世帯における保育の実態を把握し、保育行政の基礎資料とする」という当初の目的は一定程度達せられたものと考える。



「健康食品の利用状況等」については、2012年に内閣府消費者委員会事務局が「消費者の「健康食品」の利用に関する実態調査（アンケート調査）」を実施していることを承知していたが、これまでに統計調査として「健康食品」の摂取状況を把握しているものはなかったことから、健康食品を使用している実態を把握し、消費者教育等の検討材料とする目的として、令和元年国民生活基礎調査において新設した調査事項である。

令和元年国民生活基礎調査の実施により、統計調査における「健康食品」の摂取状況を把握することができ、調査結果を踏まえ、当初の目的である消費者教育等の検討を行うための基礎資料とすることが可能となったため、令和4年調査において、本項目を削除することを検討している。なお、本項目の削除をもって施策の推進に影響を与えるものではないと考えるが、将来において新たな政策ニーズ等が生じた場合は、改めて内容を精査した上で調査事項の再追加について検討を行っていきたい。

(2) 調査方法の変更

- (a) オンライン調査の導入に当たっての検討経緯を、改めて説明してください
(実査を担当する地方公共団体からの意見の聴取状況を含みます。)。

(回答)

令和元年調査に係る統計委員会諮問第118号の答申（平成30年12月17日）の今後の課題として「非標本誤差の縮小に向けた調査方法の見直し」が掲げられ、スマートフォンを含むオンライン調査の導入を令和4年調査目標とし、調査系統や調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討することが必要と指摘された。

これを踏まえ、厚生労働省で設置する「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に、「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、オンライン調査の導入に向けた検討を行った。

ワーキンググループには埼玉県、千葉県、大阪府の国民生活基礎調査担当者に審議協力者として出席いただき、オンライン調査導入について様々な意見をいただいた。

ワーキンググループの検討結果は「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ報告書」のまとめのとおり、調査系統や調査票の再編など調査計画全体の見直しについては、調査事項を変更する場合には多くの時系列情報が失われ、施策上の重要なトレンド等の観察ができなくなる、また、調査計画の大幅な見直しを行う場合には相当の期間を要する事が見込まれるため、調査系統の変更や調査票の再編は行わずにオンライン調査を導入することとした。

更に、コスト及び時間的制約から試験調査を実施しないことから、予見できない要素によるリスクも考え、一部の調査地区から先行的に実施する。

実施方式については、オンライン回答用IDを先行配布し、オンライン回答がない世帯にのみ紙の調査票を後日配布する方式（以下「オンライン回答先行方式」という。）と、紙の調査票とオンライン回答用IDを同時に配布する方式（以下「同時配布方式」という。）の二通りの方式が考えられる。

国民生活基礎調査は、世帯票、健康票及び介護票を6月に実施、その1か月後に所得票及び貯蓄票を実施するタイトなスケジュールとなっているため、実査期間を十分に確保する必要があるオンライン回答先行方式は時間的な制約の問題がある。

また、オンライン回答先行方式では、調査員による誤配布や、オンライン回答世帯の確認・特定作業等にかかる調査員や地方公共団体の事務負担が増大することが想定されるため、国民生活基礎調査では同時配布方式で実施したい。

自治体からは調査員の業務負担について意見をいただいた。調査対象者からのオンライン調査に関する問い合わせが調査員に寄せられることを想定して、コールセンターを設置し調査対象者からの質問に対応することにより、調査員の業務負担軽減を図ることでご理解をいただいた。

また、オンライン回答により調査員の世帯への訪問が減少するため、調査員の負担軽減が図られると考えている。

(参考)

別紙3 「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ報告書」の「オンライン調査の導入について」（抜粋）

(b) オンライン調査の具体的な回答の流れを説明してください

(オンライン調査の実施に当たり、地方公共団体は、どのような事務を分担することになりますか。紙の調査票との併用により想定される調査現場の負担増について、どのような対応を想定していますか。)

(回答)

回答の流れについては、別紙4参照。

都道府県、保健所・福祉事務所、調査員ではオンライン調査にかかる関係書類の仕分け・配布業務、保健所では政府統計共同利用システムでオンライン回答状況を収集し調査員に伝達する業務、都道府県では管轄する保健所・福祉事務所のオンライン回答状況を集約する業務を分担することとなる。

紙の調査票との併用により、回答方法等に関する問い合わせが発生する可能性があるため、コールセンターを設置し、調査員や保健所・福祉事務所への負担を軽減する。

また、厚労省HPや調査票配布時にオンライン回答のお願いをすることにより、オンライン回答率を上げ、調査員の負担を軽減する。

(c) 令和4年調査では、一部地域のみでの実施を計画されていますが、①どの地域で実施する予定ですか、②その地域に限定する理由は何ですか、③試験調査は行わないのでしょうか。④パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットも令和4年調査から導入予定という認識でよいですか、また、スマートフォン等で回答する場合、パソコンに比べて画面が小さく、操作誤りが発生しやすくなることも考えられますが、誤報告を防止するために想定している方策はありますか。⑤令和5年調査の全面的な導入に向け、どのような手順を想定されていますか。

(回答)

①② 捕捉率の低い若年・単独世帯が多い一部の都道府県を指名方式で選定し実施する。

具体的には、平成27年国勢調査結果で「世帯主年齢が39歳以下の単独世帯」が多い一部の都道府県。

③ 令和4年調査でオンライン調査を導入するには、試験調査を行う予算と時間の確保が困難であるため、試験調査は行わない。しかし、予見できない要素によるリスクが考えられるため、一部の都道府県でオンライン調査を実施したい。

④ 全ての調査票で、パソコンに加えスマートフォン・タブレットも令和4年調査から導入予定。電子調査票は、パソコン用とスマートフォン（タブレット）用の二種類を、各調査票・機種の特性に合わせて開発する。

⑤ 令和4年調査実施後に、オンライン調査を実施した自治体と調査員にアンケートを実施し、翌年に向けての課題をまとめ、改善点について対応をする。

また、令和5年調査の全面的な導入に向けて、全自治体に導入についてのアナウンスを行い、協力していただけるよう丁寧に説明を行う。

なお、電子調査票に関するることは、令和4年の電子調査票の回答画面にアンケートを設け、調査対象者の回答から課題をまとめ、改善点については令和5年の電子調査票で対応をする。

2 統計委員会諮問第118号の答申（平成30年12月17日付け統計委第15号）における「今後の課題」への対応状況について

論点 a

新型コロナウイルス感染症対策も含め、調査の効率的実施、保健所、福祉事務所及び調査員などの調査現場の負担軽減のために、令和4年に向けて、更なる検討事項はありますか。

(回答)

令和3年調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び実査機関の負担軽減を図るため、別紙5のとおり、本調査において実現可能な対策について網羅的に取り組んでいるところ。令和4年調査では、新型コロナウイルスの感染状況に関わらず、引き続き対応可能な取り組みを継続することとし、更なる取り組みについては、実査機関である地方自治体や調査員等の意見・要望や聴取の上、対応を検討したい。

論点 b 準備調査について

(a) 調査の必要性と実施方法について、改めて御説明ください。

(回答)

国勢調査名簿は時間の経過による世帯変動に伴い劣化するため、最新の地区要図や世帯名簿の作成により正確な調査対象を把握するとともに、所得票や後続調査のための単位区設定を行う必要があることから、準備調査の実施は不可欠となっている。

また、情報の精度の確保・向上に十分留意する必要があることから、仮に、準備調査等を実施せずに機械的に（国勢調査の調査区要図や住宅地図等により）調査単位区の設定を行った場合、準備調査を行った場合との調査対象世帯数との乖離による精度の低下（標準誤差への影響）を確認する必要がある。

このため、平成22年国勢調査と平成27年国民生活基礎調査準備調査の世帯数を地区別に比較したところ、増加している地区がある一方、減少している地区もあり、両調査の世帯数に乖離が生じていた。

調査対象地区内の世帯数の大きさの変動は、推計値の標準誤差に影響を及ぼすことから、できるだけ同じ大きさにすることが望ましく、仮に、準備調査等を実施せずに機械的に調査単位区の設定を行った場合、調査時の世帯数との乖離が生じ、本来想定した世帯数が確保できず、精度の確保が困難になることが想定される。

なお、住宅・土地統計調査や社会生活基本調査においても調査員が調査区に赴き世帯数を確認していると承知している。

以上を踏まえ、引き続き、調査員が現地に赴き、最新の地区要図や世帯名簿を作成することにより正確な世帯数を確認の上、単位区設定を行う準備調査を実施することとする。

※準備調査の実施方法は、[別紙6](#) 参照。

(参考) 平成22年国勢調査の世帯数階級・平成27年国民生活基礎調査の世帯数階級

H22国勢調査の 世帯数	H27国民生活基礎調査準備調査の世帯数										
	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101以上
1~10	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
11~20	1	1	3	3	4	3	5	0	0	0	1
21~30	0	3	4	7	11	14	5	3	2	2	1
31~40	0	0	10	22	42	32	24	14	7	4	4
41~50	1	6	12	36	64	57	45	21	17	5	6
51~60	0	1	15	31	67	52	46	26	12	3	7
61~70	1	1	16	22	45	41	37	13	10	3	3
71~80	0	1	6	8	23	20	17	12	3	0	1
81~90	0	0	3	1	8	9	6	4	1	0	0
91~100	1	0	1	1	3	4	3	1	0	0	1
101以上	0	0	0	3	1	2	2	1	1	2	0

注: 1 集計対象は平成27年国民生活基礎調査対象の全1,106地区。
2 準備調査対象世帯数は単位区別世帯名簿の記載内容により集計したもの(受付時の総括表による)。

H22国勢調査とH27国民生活基礎調査準備調査との世帯数の差	総数	
	地区数	構成割合(%)
総数	1 106	100.0
国民生活基礎調査が上の階級の地区	472	42.7
両調査が同じ階級の地区	193	17.5
国民生活基礎調査が下の階級の地区	441	39.9

(参考) 世帯を対象とする基幹統計における準備調査

調査名	準備調査 (主な内容・期間)
国民生活基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ○単位区別世帯名簿・地区要図の作成（調査員） 期間：4月16日～5月6日 ○単位区設定状況報告書の作成（地方公共団体） 期間：5月7日～5月12日 <p>※令和3年調査時</p>
住宅・土地統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ○現地調査に赴き、外観調査により境界線、住戸数を確認（指導員） 期間：2月1日から2～3週間 ○50世帯以上ある調査区について単位区に分割（指導員） 期間：2月1日から2～3週間 ○調査対象名簿、単位区設定図を作成（調査員） 期間：9月上旬から1週間程度
社会生活基本調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査区内の全世帯を訪問し、世帯一覧を作成（調査員） 期間：9月上旬の2～3週間

(b) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、接触しない方法による調査の実施が求められる中、準備調査について、見直しが必要ではないでしょうか。

(回答)

令和3年調査においては、調査に当たっての安全確保策として、統計調査員にマスク、手指消毒液等を配布するための費用の計上、対象世帯と統計調査員が対面する機会を減らすため、非接触型（玄関やインター fon越し等）の調査方法を推奨するなどの対応を行っているところである。

また、緊急事態宣言の期間中は、調査員が調査対象世帯への訪問を行う準備調査を一時中断し、緊急事態宣言解除後まで延期することを可とするなど、地域の実情に応じて柔軟な対応を行っているところであり、現状、緊急事態宣言が出ていない自治体からは、調査実施が困難等の報告は届いていない。

このことから、令和4年調査においては、新型コロナウイルスの感染状況を注視の上、引き続き適切な対応を行うこととしたい。

主な介護者の把握の見直し等について

(別紙1)

現 状

○調査設計上、いわゆる老老介護といわれる内容は、
同居している者のみに限定される。

同居の主な介護者の年齢階級	要介護者等									2019(令和元)年								
	総数	40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	(再掲) 60歳以上	(再掲) 65歳以上	(再掲) 75歳以上	総数	40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	(再掲) 60歳以上	(再掲) 65歳以上	(再掲) 75歳以上
総数	[100.0]	[4.1]	[4.2]	[23.7]	[42.7]	[25.3]	[97.6]	[95.9]	[83.5]	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
40歳未満	1.5	1.8	7.4	1.8	1.1	0.6	1.5	1.4	1.1	1.5	1.8	7.4	1.8	1.1	0.6	1.5	1.4	1.1
40～49歳	5.6	16.0	4.4	9.5	4.3	2.5	5.1	5.1	4.8	5.6	16.0	4.4	9.5	4.3	2.5	5.1	5.1	4.8
50～59	19.6	24.4	5.7	9.6	31.6	10.3	19.2	19.4	21.7	19.6	24.4	5.7	9.6	31.6	10.3	19.2	19.4	21.7
60～69	30.6	29.5	59.3	12.7	21.6	58.2	31.3	30.7	29.1	30.6	29.5	59.3	12.7	21.6	58.2	31.3	30.7	29.1
70～79	26.5	18.8	21.6	56.0	16.2	18.4	26.5	26.8	24.8	26.5	18.8	21.6	56.0	16.2	18.4	26.5	26.8	24.8
80歳以上	16.2	9.5	1.6	10.2	25.1	10.1	16.4	16.4	18.5	16.2	9.5	1.6	10.2	25.1	10.1	16.4	16.4	18.5
(再掲)60歳以上	73.3	57.8	82.5	78.8	62.9	86.6	74.2	73.9	72.3	73.3	57.8	82.5	78.8	62.9	86.6	74.2	73.9	72.3
(再掲)65歳以上	58.8	39.2	65.9	77.1	47.5	62.8	59.4	59.7	57.2	58.8	39.2	65.9	77.1	47.5	62.8	59.4	59.7	57.2
(再掲)75歳以上	30.2	18.5	7.7	40.2	38.6	12.4	30.5	30.7	33.1	30.2	18.5	7.7	40.2	38.6	12.4	30.5	30.7	33.1

○一方、主な介護者が同居している割合は低下傾向にあるが、別居の主な介護者の年齢が把握できないことから、更なる分析は困難。

主な介護者の同別居	2001 (平成13年)	2004 (平成16年)	2007 (平成19年)	2010 (平成22年)	2013 (平成25年)	2016 (平成28年)	2019 (令和元年)
	同居	66.1	60.0	64.1	61.6	58.7	54.4
別居	7.5	8.7	10.7	9.8	9.6	12.2	13.6

※主な介護者は、この他、事業者、その他、不詳があるため、足しても100にはならない。

○主な介護者とその他の介護者に係る把握を行っている調査事項との関係は以下のとおり。

調査事項	主な介護者		主な介護者以外の介護者
	同居	別居	
性	世帯票	世帯票	介護票
続柄	世帯票	世帯票	介護票
年齢(階級)	世帯票	×	介護票
介護頻度	介護票	介護票	介護票

見直し後のイメージ

○別居の主な介護者の年齢階級を把握することで、家族介護の実態をより正確に分析することが可能となる。

主な介護者の年齢階級	要介護者等									2022(令和4)年							
	総数	40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	(再掲) 60歳以上	(再掲) 65歳以上	(再掲) 75歳以上	総数	40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上	(再掲) 60歳以上	(再掲) 65歳以上
同居	40歳未満									40歳未満							
	40～49歳									40～49歳							
	50～59									50～59							
	60～69									60～69							
	70～79									70～79							
	80歳以上									80歳以上							
	(再掲)60歳以上									(再掲)60歳以上							
	(再掲)65歳以上									(再掲)65歳以上							
	(再掲)75歳以上									(再掲)75歳以上							
別居	40歳未満									40歳未満							
	40～49歳									40～49歳							
	50～59									50～59							
	60～69									60～69							
	70～79									70～79							
	80歳以上									80歳以上							
	(再掲)60歳以上									(再掲)60歳以上							
	(再掲)70歳以上									(再掲)70歳以上							

○調査事項の追加により、記入者負担が増加することから、介護票における「主な介護者以外の介護者」を把握する調査事項については、記入者負担軽減の観点により削除したい。

調査事項	主な介護者		主な介護者以外の介護者
	同居	別居	
性	世帯票	世帯票	×
続柄	世帯票	世帯票	×
年齢(階級)	世帯票	世帯票	世帯票
介護頻度	介護票	介護票	介護票

国民生活基礎調査【世帯票】

(2019年6月6日調査)

II 世帯員の状況

- すべての世帯員の方について、ひとり一列で記入してください。
- 世帯員の記入順序は、夫婦・親子の関係がある方を順に並べて記入してください。
- 選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号1つに○をつけ、数字は右づめて記入してください。

地区番号					単位番号		世帯番号		—
------	--	--	--	--	------	--	------	--	---

質問1 最多所有者

調査日前1年間で所得(年金、仕送り等を含む。)が最も多かった方1名の世帯員番号に○をつけてください。

(世帯員番号)
01(世帯員番号)
02(世帯員番号)
03

質問2 世帯主との続柄

世帯主の配偶者(夫又は妻)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ「09 祖父母」「10 兄弟姉妹」に含めます。
兄弟姉妹の配偶者は「10 兄弟姉妹」に含めます。
「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。

01 世帯主
02 世帯主の配偶者
03 子
04 子の配偶者
05 孫
06 孫の配偶者07 世帯主の父母
08 配偶者の父母
09 祖父母
10 兄弟姉妹
11 その他の親族
12 その他(親族以外)07 世帯主の父母
08 配偶者の父母
09 祖父母
10 兄弟姉妹
11 その他の親族
12 その他(親族以外)

質問3 性

1 男 2 女

1 男 2 女

1 男 2 女

質問4 出生年月

1 明治 4 平成
2 大正 5 新元号
3 昭和1 明治 4 平成
2 大正 5 新元号
3 昭和1 明治 4 平成
2 大正 5 新元号
3 昭和

質問5 配偶者(夫又は妻)の有無

「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。

1 配偶者あり
2 未婚
3 死別
4 離別1 配偶者あり
2 未婚
3 死別
4 離別1 配偶者あり
2 未婚
3 死別
4 離別

質問6 医療保険の加入状況

保険証又は組合員証で確認してお答えください。
なお、後期高齢者医療制度に加入している方は、「5」のみに○をつけてください。

国民健康保険
1 都道府県・市町村
2 組合国民健康保険
1 都道府県・市町村
2 組合国民健康保険
1 都道府県・市町村
2 組合

被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等)

被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等)

被用者保険(協会けんぽ、組合健保、共済組合等)

3 加入者本人
4 家族(被扶養者)3 加入者本人
4 家族(被扶養者)3 加入者本人
4 家族(被扶養者)

5 後期高齢者医療制度

5 後期高齢者医療制度

5 後期高齢者医療制度

6 その他

6 その他

6 その他

質問7 公的年金・恩給の受給状況

受給している場合、受給している年金等のすべての番号に○をつけてください。
なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。

受給している
01 基礎年金
02 基礎年金と厚生年金
03 基礎年金と共済年金
04 基礎年金と厚生年金と共済年金
05 国民年金
06 福祉年金
07 厚生年金
11 受給していない受給している
01 基礎年金
02 基礎年金と厚生年金
03 基礎年金と共済年金
04 基礎年金と厚生年金と共済年金
05 国民年金
06 福祉年金
07 厚生年金
11 受給していない受給している
01 基礎年金
02 基礎年金と厚生年金
03 基礎年金と共済年金
04 基礎年金と厚生年金と共済年金
05 国民年金
06 福祉年金
07 厚生年金
11 受給していない

小学校入学の方についてお答えください。

質問8 乳幼児(小学校入学前)の保育状況

日中に保育をしている方及び乳幼児が通所・通園している施設のすべての番号に○をつけてください。

1 乳幼児の父母
2 乳幼児の祖父母
3 認可保育所
4 認可外保育施設5 幼稚園
6 認定こども園
7 その他5 幼稚園
6 認定こども園
7 その他

6歳以上の方についてお答えください。

質問9 手助けや見守りの要否

障害や身体機能の低下などで、手助けや見守りを必要としていますか。

手助けや見守りを
1 必要としている
2 必要としていない手助けや見守りを
1 必要としている
2 必要としていない手助けや見守りを
1 必要としている
2 必要としていない裏面の質問10へ。
15歳未満の方は質問終了です。裏面の質問10へ。
15歳未満の方は質問終了です。裏面の質問10へ。
15歳未満の方は質問終了です。

手助けや見守りを必要としている方についてお答えください。

補問9-1 日常生活の自立の状況

最もあてはまる状況の番号1つに○をつけてください。

1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独立で外出できる
2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
3 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが座位を保つ
4 1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独立で外出できる
2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
3 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが座位を保つ
4 1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する1 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独立で外出できる
2 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
3 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上で生活が主体であるが座位を保つ
4 1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替において介助を要する

補問9-2 期間

補問9-1で答えた自立の状況になってからの期間をお答えください。

1 1月末満
2 1～3月末
3 3～6月末
4 6月末～1年末
5 1～3年末6 3～5年末満
7 5～10年末
8 10～20年末
9 20年以上
10 3～6月末
11 6～12月末
12 1～3年未満6 3～5年末満
7 5～10年末
8 10～20年末
9 20年以上
10 3～6月末
11 6～12月末
12 1～3年未満

補問9-3 要介護認定の有無

この質問は40歳以上の方のみお答えください。
実際にサービスを受けているかどうかは問いません。

要介護認定を

要介護認定を

要介護認定を

1 受けている
2 受けていない1 受けている
2 受けていない1 受けている
2 受けていない

主に手助けや見守りをしている方はどなたかお答えください。(質問9で手助けや見守りを「1 必要としている」と回答した方への質問です。)

補問9-4 同別居の状況

主に手助けや見守りをしている方が同居している場合は、その方の世帯員番号(最上段の番号)を記入してください。

主に手助けや見守りをしている方は
1 同居している
2 同居していない
【世帯員番号】主に手助けや見守りをしている方は
1 同居している
2 同居していない
【世帯員番号】主に手助けや見守りをしている方は
1 同居している
2 同居していない
【世帯員番号】

補問9-5 主に手助けや見守りをしている方の続柄

主に手助けや見守りをしている方について、手助けや見守りが必要な方からみた続柄をお答えください。

1 配偶者
2 子
3 子の配偶者
4 父母5 その他の親族
6 事業者(ホームヘルパー等)
7 その他(ボランティア・近所の人など)
8 その他(ボランティア・近所の人など)1 配偶者
2 子
3 子の配偶者
4 父母5 その他の親族
6 事業者(ホームヘルパー等)
7 その他(ボランティア・近所の人など)5 その他の親族
6 事業者(ホームヘルパー等)
7 その他(ボランティア・近所の人など)

補問9-6 主に手助けや見守りをしている方の性

1 男
2 女1 男
2 女1 男
2 女

裏面に続きます。(15歳未満の方については質問終了です。)

表面の世帯員番号と同じ列に記入してください。

01

02

03

(世帯員番号)	15歳以上の方についてお答えください。	
15歳以上の方についてお答えください。		
<p>質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。 「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方は前の学校）についてお答えください。 ・予備校などはここでいう学校には含まれません。 ・「1 小学・中学」又は「2 高校・旧制中」に○をついた方で「1特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はこちらにも○をつけてください。</p>		
<p>質問11 公的年金の加入状況 加入している 20歳以上60歳未満の方は原則として加入しています。 加入していない 20歳未満で仕事をしていない方、すでに老齢年金又は退職年金を受給している方、受給資格があるが受給待ちの方などが該当します。</p>		
<p>質問12 別居している子の有無 別居している子の有無について、お答えください。</p>		
<p>補問12-1 最も近くに住んでいる別居の子の居住場所</p>		
<p>質問13 5月中の仕事の状況 収入を伴う仕事を少しでもした方は「仕事あり」、まったく仕事をしなかった方は「仕事なし」の中からお答えください。 無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とします。 PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は「仕事なし」とします。 なお、家事には、育児、介護などを含めます。</p>		
<p>質問13で「1」～「4」(仕事あり)と回答した方についてお答えください。</p>		
<p>質問14 1週間の就業日数等 5月20日(月)～26日(日)の1週間に実際に仕事をした日数と時間をお答えください。 なお、複数の仕事をした場合は、すべての合計をお答えください。</p>		
<p>現在の主な仕事についてお答えください。</p>		
<p>質問15 就業開始時期 主な仕事について、その仕事についての時期をお答えください。</p>		
<p>質問16 仕事の内容(職業分類) 主な仕事について、お答えください。</p>		
<p>質問17 勧めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。 01、02、03、04と答えた方は、補問17-1、17-2をお答えください。</p>		
<p>補問17-1 勧め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。</p>		
<p>補問17-2 企業規模・官公庁の別 本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業員数をお答えください。 「官公庁」とは、国の機関や地方自治体をいいます。</p>		
<p>質問13で「5」～「7」(仕事なし)と回答した方についてお答えください。</p>		
<p>質問18 就業希望の有無 就業希望の有無について、お答えください。</p>		
<p>補問18-1 どのような形で仕事をしたいと思いませんか 最もしたいと思う仕事の形の番号1つに○をつけてください。 現在仕事を探していない方でも、仕事につくとしたらどのような形で仕事をしたいかをお答えください。</p>		
<p>補問18-2 すぐにでも仕事につけますか</p>		
<p>補問18-3 仕事を探していますか 現在採用結果を待っている方も「探している」に○をつけてください。</p>		
<p>ご 記 入 あ り が と う ご ざ い ま し た 。</p>		

II オンライン調査の導入について

1 調査方法の見直しにかかる検討

(1) 背景と課題

オンライン調査は、調査票回答や提出のしやすさの観点から報告者の負担軽減・利便性の向上に資するものであり、これにより調査票の回収率の向上への寄与等が期待されること、また、報告者から直接電子データとして報告されるため、統計調査業務の効率化、調査結果の公表の早期化に資するものであることから、政府統計全般における基本的な方針としてその推進が求められており、特に報告義務を課す基幹統計調査については、優先的かつ計画的なオンライン化に向けた取組を推進することとされている。

国民生活基礎調査は全国の世帯及び世帯員を対象とし、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を5種類の調査票（簡易調査は2種類）を用いて、6月は世帯票、健康票及び介護票（簡易調査は世帯票のみ）を保健所経由により、7月は所得票及び貯蓄票（簡易調査は所得票のみ）を福祉事務所経由により調査を実施している。このような調査方法は他に例のない特殊なものであり、容易にオンライン化になじむものとは言い難く、これまでオンライン調査の導入について検討は行ってきたものの、その実現には至らなかったところ。

(2) 検討の目的

回収率の向上を図る観点から、特に回収率が低いと確認されている若年の単独世帯に対する効果的な調査方法と考えられるスマートフォンを含むオンライン調査の導入に向けて、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討を行うこととした。

(3) 検討の方法

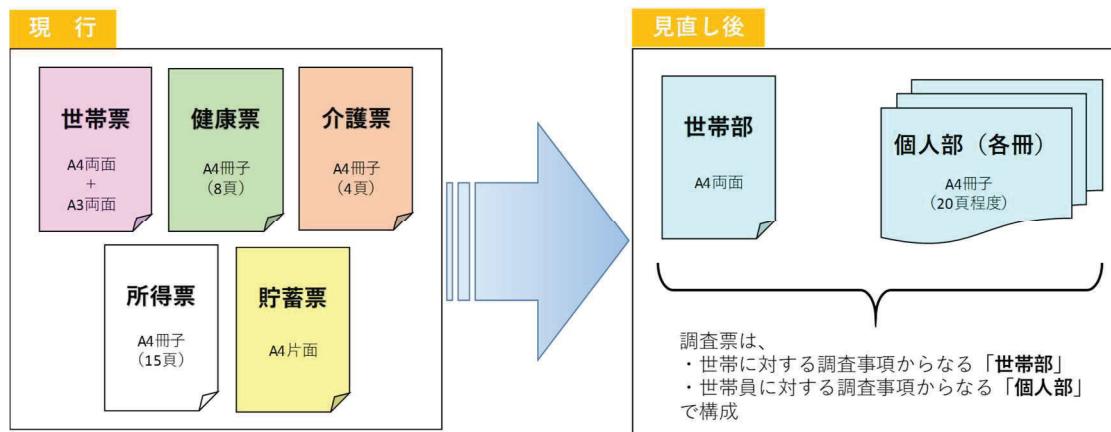
オンライン調査を導入するに当たり、現行の調査方法を基本としつつオンライン化を図るのか、それとも、5種類ある調査票の再編や調査時期・調査系統の一元化など抜本的に調査方法を見直したうえでオンライン化を図るべきかについての検討を行った。

なお、5種類ある調査票の再編や調査時期・調査系統を一元化した場合のイメージは以下のとおりである。

① 調査票の再編

現行の5種類ある調査票を、世帯に対する調査事項からなる「世帯部」と世帯員に対する調査事項からなる「個人部」の2種類の調査票に統合し、調査事項を一定程度削減する。

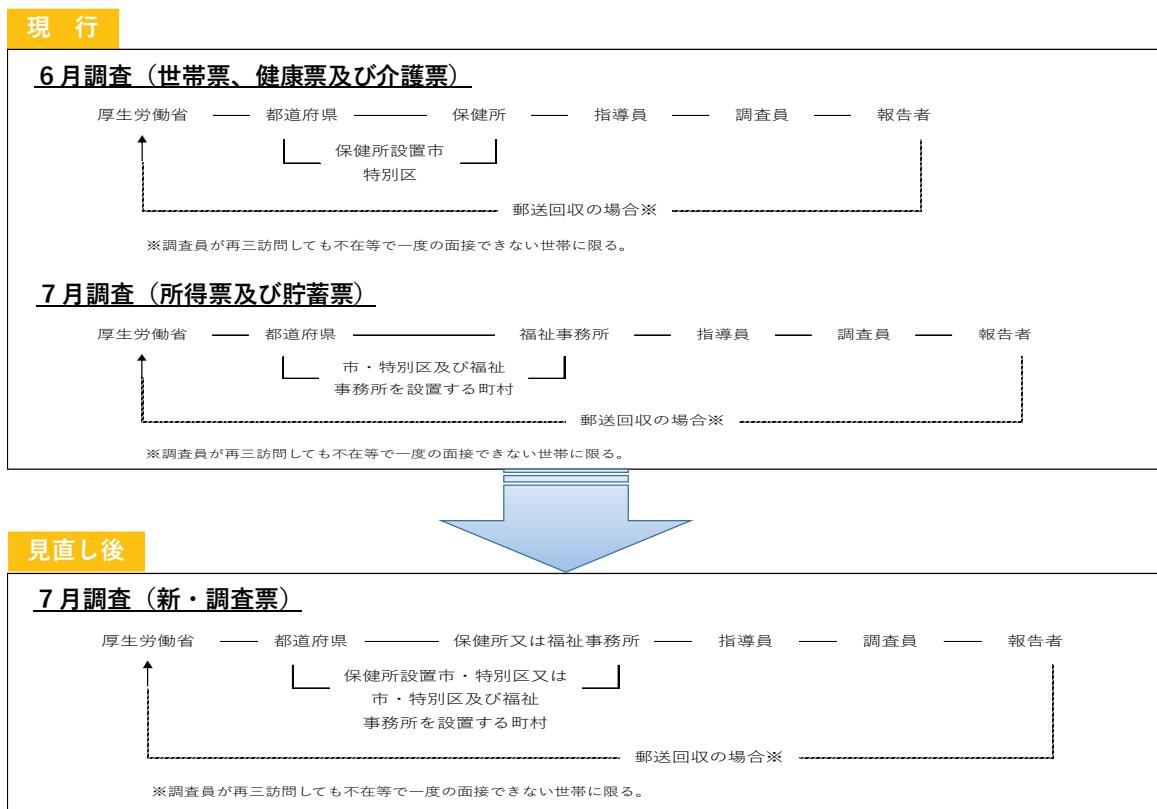
図表 2-1 調査票の再編イメージ



② 調査時期・調査系統の一元化

調査時期は一時点にまとめて7月調査とし、調査系統は保健所又は福祉事務所経由のどちらかにまとめて実施する。

図表 2-2 調査時期・調査系統の一元化イメージ



(4) 検討の視点

現行の調査方法を基本とした場合と調査方法を見直した場合（以下「2つの調査方法」という。）について、①オンライン調査システムを開発するための予算確保、②調査で得られる情報量、③地方公共団体及び調査員における業務量、④調査対象世帯の負担感、⑤オンライン調査システムの導入までに要する期間という5つの視点で比較を行った。

(5) 2つの調査方法の評価

2つの調査方法を比較した場合の評価は、以下のとおりである。

- ① オンライン調査システムを開発するための予算確保については、調査方法の見直しにより一定程度の予算削減が図られる部分があるため、その削減分をシステム開発に回すことが可能と考えられる。
- ② 調査で得られる情報量については、調査方法を見直した場合、調査事項の削減により一部のトレンドが観察できなくなるため、現行の調査方法の方が優れている。
- ③ 地方公共団体及び調査員における業務量については、調査方法を見直した場合、特定のルートにかかる負担は増加するが、総体的にみると業務量は減少することが見込まれる。
- ④ 調査対象世帯の負担感については、一長一短があり2つの調査方法の優劣は付けがたい。
- ⑤ オンライン調査システムの導入までに要する期間については、調査方法を見直した場合、各種手続・調整・法令改正が必要となることから2022（令和4）年調査からの導入は困難である。

図表 2-3 2つの調査方法の比較

	現行の調査方法を基本とした場合 ・最大5種類の調査票 ・年2回実施（6月、7月） ・2ルート（保健所、福祉事務所）	調査方法を見直した場合 ・2種類の調査票 ・年1回実施（7月） ・1ルート（保健所又は福祉事務所）
①オンライン調査システムを開発するための予算確保	【劣】現行の予算に上乗せで要求することとなるため、予算確保は困難になる見込み。	【優】調査時期・系統の一元化による調査員稼働日数の効率化に伴い予算が削減。その削減分をシステム開発経費に回すことが可能。
②調査で得られる情報量	【優】現行と変わらず。	【劣】調査事項の削減によって時系列情報が失われ政策上重要なトレンド等の観察ができなくなるおそれがある。
③地方公共団体及び調査員における業務量	【劣】現行の紙媒体による調査でも7月調査の対象世帯は、6月調査で回答が得られた世帯としており客体の選定・管理がタイトかつ煩雑。これに電子調査票が加わるため、更に業務負担は増加するが、一方で審査業務等の減少が見込まれる。	【優】特定のルートにかかる負担は増加するが、総体的にみた場合、業務量は減少することが見込まれる。
④調査対象世帯の負担感	調査方法を見直した場合、調査事項全体の削減効果により負担軽減が図られると考えられるが、一方で、一度で回答する調査事項が増すこととなり、特に健康面に加え、所得や貯蓄などの内容を一度にまとめて回答することは心理的負担が大きいのではないかと考えられる。よって、2つの調査方法の優劣は付けがたい。	
⑤オンライン調査システムの導入までに要する期間	【優】極めてタイトなスケジュールになるが、2022（令和4）年調査から導入することは可能。	【劣】調査計画の大幅な見直しに伴う各種手続、省内関係部局・調査関係機関等との調整、また、法令改正も必要となることから、相当の期間を要することが見込まれるため、2022（令和4）年調査からの導入は困難。

2 オンライン調査の導入にかかるまとめ

5種類ある調査票の再編や調査時期・調査系統の一元化など抜本的に調査方法を見直した場合のデメリットとして、以下が考えられる。

- ・調査事項の大幅な削減によって多くの時系列情報が失われ、厚生労働行政における政策上の重要なトレンド等の観察ができなくなるおそれがあること
- ・調査計画の大幅な見直しに伴う各種手続や、省内関係部局・調査関係機関等との調整、更には政省令改正も必要となるため、オンライン調査の導入までに相当の期間を要することが見込まれること

公的統計が国民の重要な情報基盤と位置付けられ、広く国民のニーズを踏まえることが求められている中、調査事項の削減による時系列情報の欠落は、即ち公的統計としての品質の低下を招くものとなる。また、目標とする2022（令和4）年からのオンライン調査の導入が困難となることからも、まずは、現行の調査方法を基本としつつオンライン化を図るべきである。

なお、オンライン調査の導入に当たっては、地方公共団体や調査員など調査現場での意見を収集し、オンライン調査の仕組みを構築するとともに、引き続き、円滑な導入に向けた検討をする必要がある。

また、オンライン調査を実施するためには、専用のシステムが必要となる。独自にシステムを構築しようとした場合、膨大なコストが必要となるがそのための予算を確保することは現実的ではないと考えられるため、既存の政府統計共同利用システムにあるオンライン調査システムを活用すべきである。

更に、国民生活基礎調査にとってオンライン調査は初めての試みとなることから、本来であれば試験調査を経て課題等を解消の上、導入するべきであるが、コスト及び時間的制約から試験調査を行うことは困難である。他方、世帯及び世帯員を対象とし、5種類の調査票を用いて、年2回、保健所又は福祉事務所と異なる機関を経由して調査を実施するという国民生活基礎調査の特殊性を考慮すると、オンライン調査における予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年調査は、一部の調査地区から先行的に実施すべきである。

調査の実施方式については、オンライン回答用IDを先行配布し、オンライン回答がない世帯にのみ紙の調査票を後日配布する方式（以下「オンライン回答先行方式」という。）と、オンライン回答用IDと紙の調査票の両方を同時に配布する方式（以下「同時配布方式」という。）の2通りの方式が考えられる。

国民生活基礎調査は世帯票、健康票及び介護票を6月に実施し、その僅か1か月後である7月に所得票及び貯蓄票を実施するタイトなスケジュールとなっている。このため、実査期間を十分に確保する必要があるオンライン回答先行方式は時間的制約の問題があり、現行の調査時期で適用するのは困難である。

なお、国勢調査では、平成27年調査をオンライン回答先行方式で実施したところ、調査関係書類の配布方法が複雑となったことにより、調査員による誤配布や、オンライン回答世帯の確認・特定作業等にかかる調査員や地方公共団体の事務負担が増大したことから、令和2年調査では同時配布方式に変更した経緯がある。

上記を踏まえれば、同時配布方式で実施すべきである。

最後に、オンライン調査の実施に当たっては以下の点について考慮する必要がある。

- ・電子調査票を開発する際は、報告者負担を考慮した設計をすべき
- ・調査のオンライン化に期待されるものは、調査関係機関と報告者双方の負担軽減である。それが実現できるよう今後十分に検討するとともに、各地方公共団体に対し、オンライン調査の導入に協力していただけるよう丁寧な説明をすべき
- ・報告者や調査員に対してアンケートを実施することでオンライン調査にかかる課題等の把握をすべき
- ・同時配布方式で実施した際は、同一の報告者が紙媒体とオンラインの両方で回答してしまうことも考えられるため、どちら的回答を有効とするかの判断基準を作成しておくべき
- ・同時配布方式は回収率が低下するという研究もあることから、回収状況のモニタリングをすべき

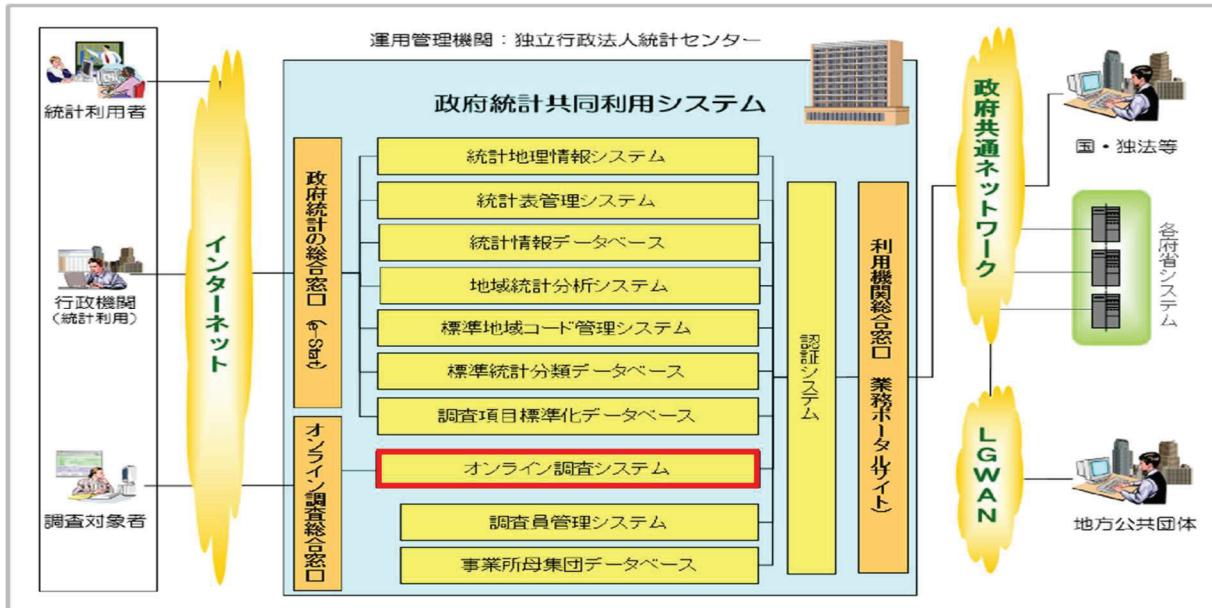
3 参考

(1) 政府統計共同利用システムの概要

政府統計共同利用システムとは、各府省の統計関係のシステムを集約させ、政府全体で共用するためのシステムの総称であり、各種のサブシステムで構成されている。

このうちオンライン調査システムは、国民、事業所・企業などを対象とする各種統計調査において、調査員調査、郵送調査などに加えて、インターネットを通じたオンラインで統計調査を行うことを可能とした汎用調査システムである。多重なファイアウォールが設置されるとともに、不正アクセスがないか 24 時間監視されており、万全で継続的なセキュリティ対策が講じられている。

図表 2-4 政府統計共同利用システムの概要

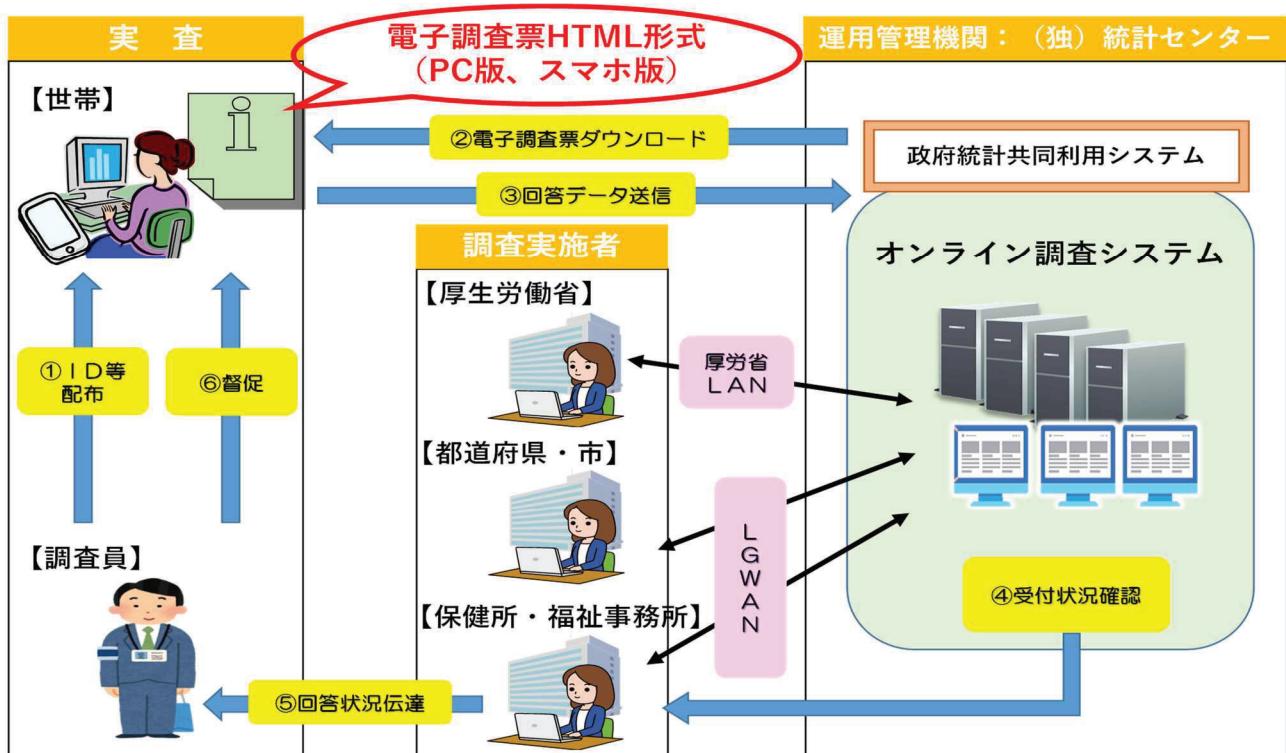


(2) オンライン調査の実施手順

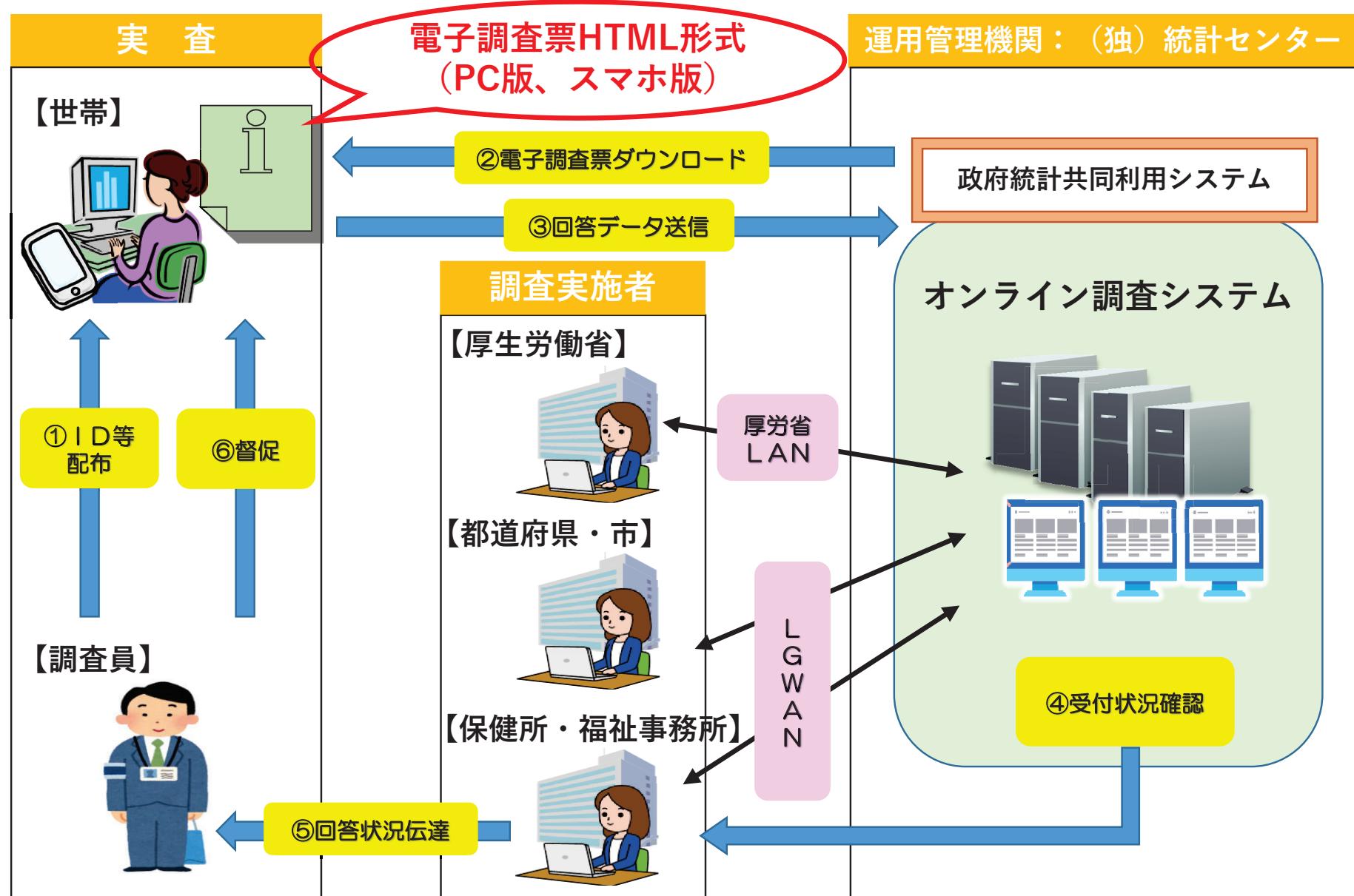
オンライン調査は、以下のような手順で実施することが想定される。

- ① 調査員がオンライン回答用のIDやパスワード等を調査対象世帯に配布
- ② 世帯はオンライン調査システムにアクセスし、電子調査票をダウンロード
- ③ 電子調査票に回答し、その回答データをオンライン調査システムに送信
- ④ 保健所等の職員は、オンライン調査システム上で回答データの受付状況を確認
- ⑤ 保健所等から調査員へ世帯の回答状況を伝達
- ⑥ 調査員は未回答世帯に督促

図表 2-5 オンライン調査のイメージ



国民生活基礎調査 オンライン調査の流れ



コロナ禍における令和3(2021)年 国民生活基礎調査の 保健所等への負担軽減策等

(別紙5)

1. 保健所・福祉事務所への負担軽減策

- コールセンターの設置（土日祝も実施）
保健所等が行う統計調査員や対象世帯からの照会対応の負担軽減を図るため、厚労省がコールセンターを設置。
- 実務説明動画の作成
「調査員事務打合せ会」の開催に係る保健所等の負担軽減及び統計調査員の密集回避・自宅学習の促進を図るため、厚労省が実務説明動画を作成し、DVDを配布。また、調査員がスマートフォンなどでも動画を見られるよう、「厚生労働省動画チャンネル（YouTube）」に限定公開。
- 国勢調査区要図、世帯一覧の配布
保健所等が市区町村に出向き国勢調査の調査区要図、世帯一覧を複写等する負担軽減を図るため、厚労省が総務省統計局で複写等し、都道府県に送付。

2. 安全確保策に当たつての調査に

- 感染防止対策
統計調査員にマスク、手指消毒液等を配布するための費用を計上。
- 非接触型の調査方法の導入（対面での実施が困難な場合）
対象世帯と統計調査員が対面する機会を減らすため、非接触型（玄関やインターホン越し等）の調査方法を推奨。

3. 係る対策に

- 郵送回収の要件緩和
 - ・世帯の人に会えない場合の訪問回数の目安を明確化（3回まで）し、郵送回収に切替える。
 - ・世帯の人に会えたが、調査員の回収が困難な場合は、郵送回収に切替える。
- 調査期間の延長（都道府県から国への提出期限を2か月延長）

新型コロナ感染症の感染拡大による緊急事態宣言の発令を受け、以下の対応を実施中。

➤ 準備調査の一時中断

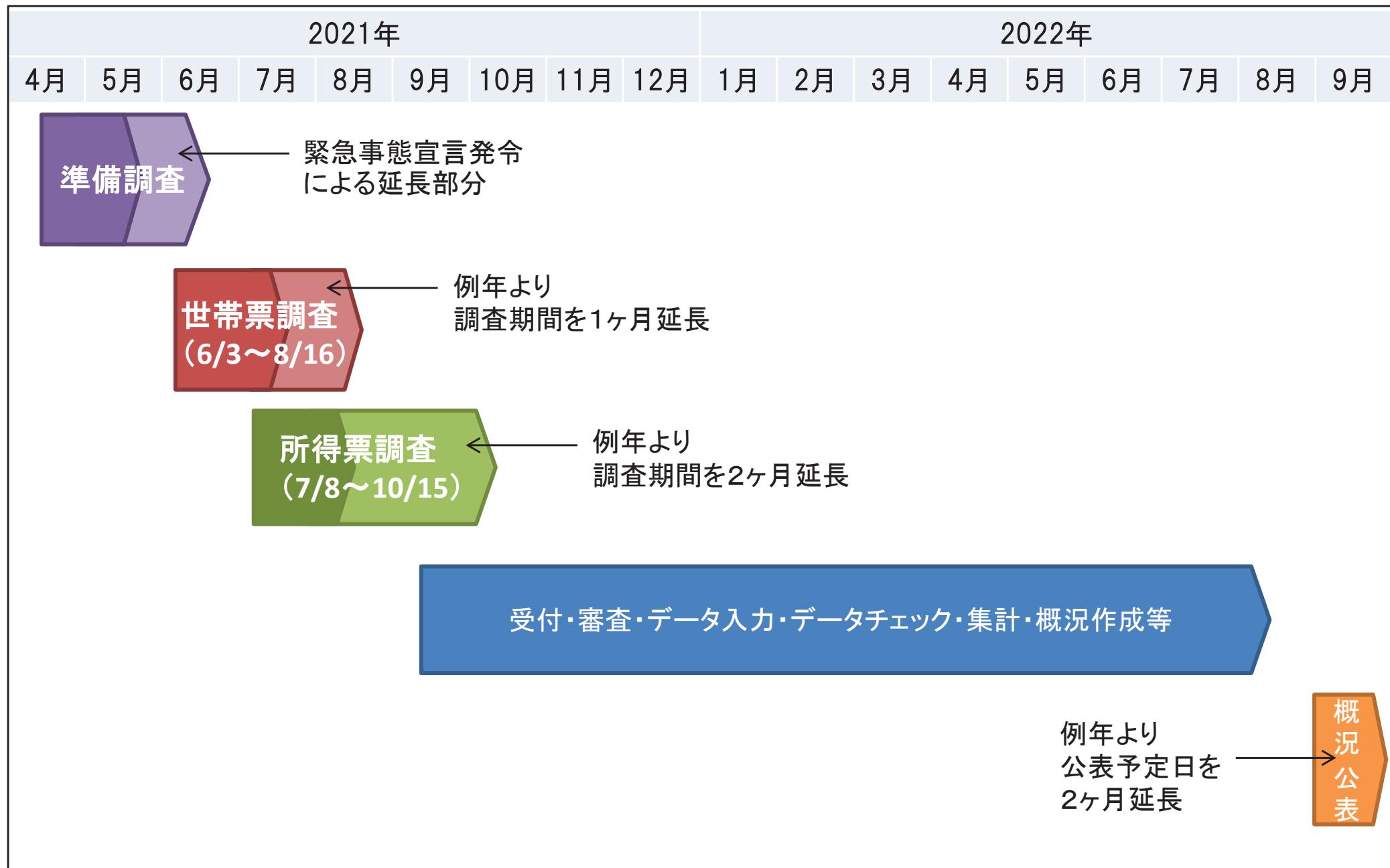
緊急事態宣言の期間中は、調査員が調査対象世帯への訪問を行う準備調査を一時中断し、緊急事態宣言解除後まで延期することを可。

➤ 調査票等の配布時期の延期

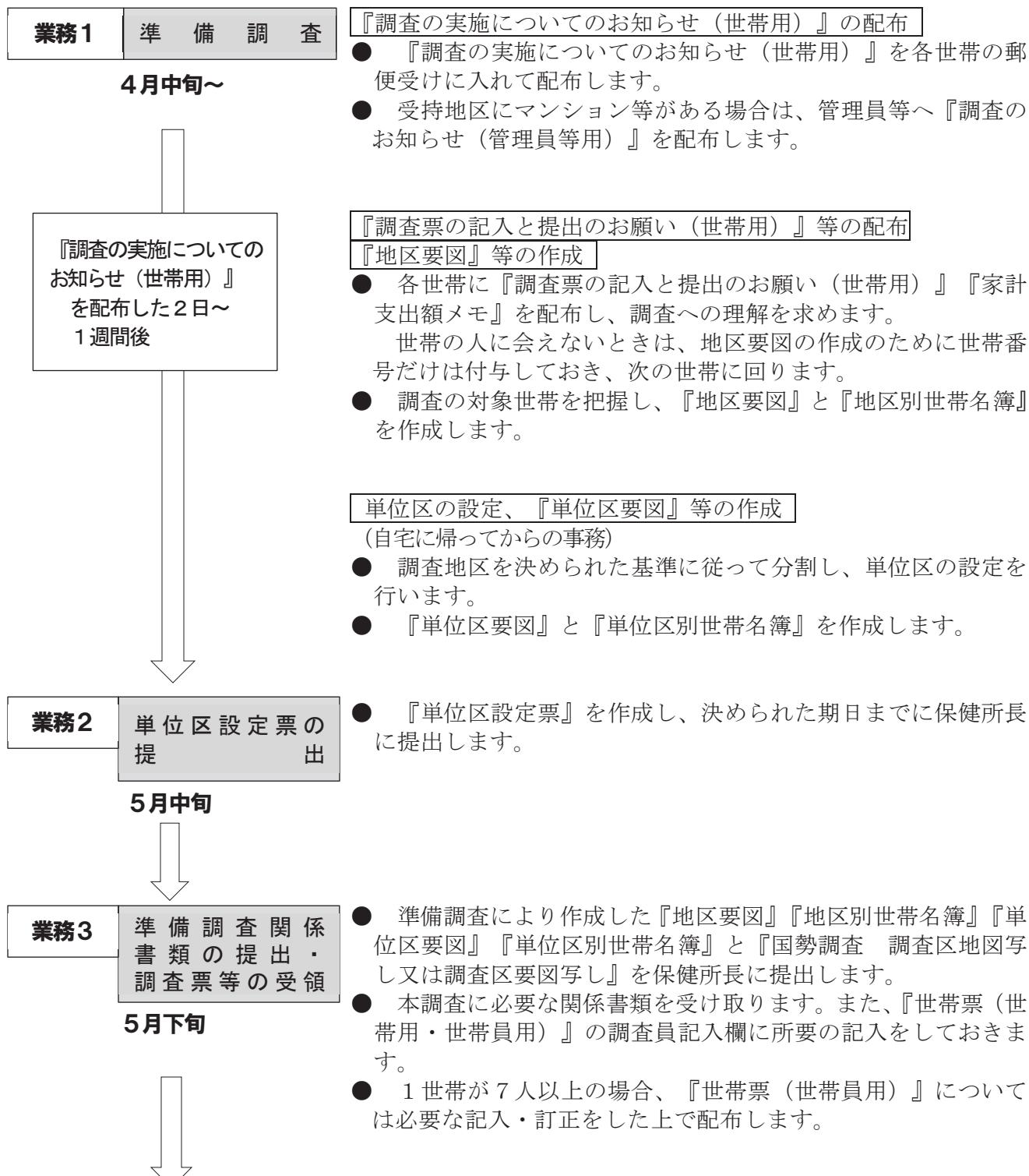
緊急事態宣言が発令された自治体については、5月下旬頃から予定していた調査票等の配布を、緊急事態宣言解除後まで延期することを可。

- 現状、緊急事態宣言が出ていない自治体からは、調査実施が困難等の報告は届いていない。
- 調査計画上、調査期間を例年より1~2ヶ月延長しており(令和3年2月に軽微変更として承認済)、現状では、その延長部分で調査実施に向けての調整は可能と考えている。
- 今後、1~2ヶ月の延長期間で調査実施が困難な事態が発生した場合は、更なる対応を検討したい。

(参考)令和3(2021)年国民生活基礎調査のスケジュール



準備調査の実施方法



本調査（5月下旬～）